＊申込書と一緒に提出してください。

＊会社で複数人一括申請する場合は、別紙の提出は１枚で結構です。

**別　紙（受講料等のお知らせ）**

**建築物石綿含有建材調査者講習（一般）**

|  |  |
| --- | --- |
| 受 講 料 | ４５，０００円（税込み） |
| テキスト代 | 非　会　員 | ５,１４０円（税込み） |
| 建災防香川支部会員 | ２,３１０円（税込み） |

1. **講習の受付は、先着順です。**（受講料（テキスト代）を納入、申込書等必要なものを提出）

**申込みの受付期間は講習日２０日前までです。受付期間内でも定員に達した場合は締切ります。**

**＜申し込みに必要なもの＞**

・申込書及び受講票（写真各１枚貼付）

・別紙（受講料等のお知らせ）

・本人確認書類の写 【本人の顔写真のある公的なものを原則とします（自動車運転免許証、

ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞ(表面のみ)　など)　＊顔写真のない身分証明書の場合は２点必要です】

旧姓・通称の併記を希望する場合は、公的機関の証明書（住民票の写し等）で、旧姓・通称が確認

できるものが必要です。

　 ・受講に必要な資格証等の写し

・郵送でお申込の場合は、返信用封筒＊１人１通 （受講票送付先記入、84円切手貼付）が必要です。）

**＜受講料・テキスト代のお支払い方法について＞**

a.b.c のいずれかの方法で受講料・テキスト代を納入してください。

該当するものに○印をしてください。

* + 1. 建災防香川支部の窓口で現金払い（申込書と一緒に持参）
		2. 現金書留

**ｃ**．銀行振込み　＊専用の振込用紙はありません。

**＊振込受領書（振込明細書）の写しを同封してください。**

**【振込先：百十四銀行　高松支店　普通　０７５８７６４】**

＊振込手数料はご負担願います。

* 1. 請求書または領収書が必要な場合は、○印をしてください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | **請求書が必要（振込確認後、受付します。）****(注)　受付は申込書提出と入金が完了した先着順となります。****請求書はＦＡＸで送ります。ＦＡＸ番号を必ず下記に記入してください。** |
| **ＦＡＸ番号：** |
|  | **領収書が必要**領収書の宛名：該当番号に○印をしてください。1. 会社名　②個人名　③その他（　　　　　　　　　　　）
 |

建築物石綿含有建材調査者講習（一般・一戸建て等）受講申込書

〔開催日：R5年１月１６日 ～　１月１８日〕

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ顔写真貼付１枚（ｶﾗｰ）3.0×2.4㎝無背景のもの裏面に氏名を記入して下さい。※受付番号 |  | 旧姓または通称の併記の有無 | ＊併記を希望する氏名又は通称 |
| 氏　　名 |  | 有　／　無 |  |
| 生年月日 | Ｓ・Ｈ・Ｒ　　　　　　　年　　　　　月　　　　日 |
| 現住所 | 〒　　　－電話番号（※緊急時に連絡が取れる電話番号を必ず記入して下さい。） |
| 所属事業場住　所　等 | 事業所名　所在地 〒　　　-連絡先　電話　　（　　）　　　　FAX　　（　　） |
| 修了証送付先 | □ 所属事業場　　□　現住所（自宅）　　＊いずれかに✓してください。□その他 （住所：〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）（**※講習日に封筒に修了証明書の送付先住所等を記入してもらいます。**） |

【受講資格】下記の受講記号(1)から(12)のうち該当する記号に○印を付けて下さい。また、添付書類等欄にて求められて

いる証明書類を申込書に添付して下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講記号 | 受　　講　　資　　格 | 添付書類等 |
| (1) | 労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者 | 修了証の写し |
| (2) | 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して２年以上の実務の経験を有する者 | 卒業証書写し又は卒業証明書及び裏面の実務経験証明Ａ |
| (3) | 学校教育法による短期大学（修業年限が３年であるものに限り、同法による専門職大学の３年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。(4)において同じ。）、建築に関して３年以上の実務の経験を有する者 | 卒業証書写し又は卒業証明書及び裏面の実務経験証明Ａ |
| (4) | 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して４年以上の実務の経験を有する者（(3)に該当する者を除く。） | 卒業証書写し又は卒業証明書及び裏面の実務経験証明Ａ |
| (5) | 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して７年以上の実務経験を有する者 | 卒業証書写し又は卒業証明書及び裏面の実務経験証明Ａ |
| (6) | 建築に関して11年以上の実務の経験を有する者 | 裏面の実務経験証明Ｂ |
| (7) | 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して５年以上の実務を有する者 | 左記に示す技能講習修了証写し及び裏面の実務経験証明Ｃ |
| (8) | 建築行政に関して２年以上の実務の経験を有する者 | 裏面の実務経験証明Ｄ |
| (9) | 環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して２年以上の実務経験を有する者 | 裏面の実務経験証明Ｄ |
| (10) | 労働安全衛生法第93条第１項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者 | 裏面の実務経験証明Ｅ |
| (11) | 労働基準監督官として２年以上その職務に従事した経験を有する者 | 裏面の実務経験証明Ｄ |
| (12) | 第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して５年以上の実務経験を有する者 | 左記に示す登録証の写し及び裏面の実務経験証明Ｃ |

申込日　　　　　年　　　月　　　日

建設業労働災害防止協会香川支部長　殿

　　　記載事項に虚偽等があった場合、法律に基づく処罰があっても異議申し立ては致しません。

　　　　　　　　　　申込者氏名

※欄には記入しないこと。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（受講者氏名：自署）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ※事務局記入欄 | 一部免除 | 有 | 無 | 建災防香川支部 | 会 員 | 非会員 | 事務管理者 |  |

【申込書記入にあたっての注意事項】

１．この申込書に記載する氏名、生年月日等の各項目は、誤りのないよう正確に記入して下さい。

２．本申込書にご記入いただいた個人情報は、講習を実施するために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。

３．写真は６カ月以内に撮影した正面、脱帽、無背景のもの。サングラス不可。

４．一人親方（個人）の方が受講される場合の事業所の証明は記入方法が異なりますので、建災防香川支部(℡087-821-5243)へお問合せください。

**実務経験証明欄Ａ**：受講資格(2)(3)(4)(5)の実務経験証明欄

|  |
| --- |
| 受講資格に必要な学歴　科卒業　　（卒業証書の写し又は、卒業証明書のいずれかを必ず添付すること。）　 |
| 建築に関する実務経験年月年　　月　～　　　　　　年　　月　　（　　　　年　　　　月） |
| 受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。　事業所名　代表者役職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印所在地 |

**実務経験証明欄Ｂ**：受講資格(6)の実務経験証明欄

|  |
| --- |
| 建築に関して11年以上の実務経験年　　月　～　　　　　　年　　月　　（　　　　年　　　　月） |
| 受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。　事業所名　代表者役職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　印所在地 |

**実務経験証明欄Ｃ**：受講資格(7)(12)の実務経験証明欄

|  |
| --- |
| 建築物石綿含有建材調査に関して５年以上の実務経験年　　月　～　　　　　　年　　月　　（　　　　年　　　　月）（労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し、又は作業環境測定士登録証の写しを必ず添付すること。） |
| 受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。　事業所名　代表者役職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　印所在地 |

**実務経験証明欄Ｄ**：受講資格(8)(9)(11)の実務経験証明欄

|  |
| --- |
| 建築行政又は、環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)又は、労働基準監督官のいずれかにおいて２年以上の実務経験年月年　　月　～　　　　　　年　　月　　（　　　　年　　　　月） |
| 受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。　行政機関名　代表者役職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　印所在地 |

**実務経験証明欄Ｅ**：受講資格(10)の実務経験証明欄

|  |
| --- |
| 受講資格において定められた、労働安全衛生法第93条第１項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であったことを証明します。　行政機関名　代表者役職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　印所在地 |

|  |
| --- |
| **添付書類**※下記書類を貼付してください |
| 〇受講記号（１）の添付書類受講資格及び受講科目が一部免除できる資格を証明する書類**【石綿作業主任者技能講習修了証】** 〇受講記号（２）～（５）の添付書類受講資格に必要な学歴を証明する書類**【卒業証書の写し又は卒業証明書】**〇受講記号（７）、（１２）の添付書類受講資格に必要な資格を証明する書類**【（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習修了証】****【第一種作業環境測定士登録証又は第二種作業環境測定士登録証の写し】**〇本人確認のための書類の写し（本人の顔写真のある公的な身分証明書を原則とします。自動車運転免許証、ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞ（表面のみ）等顔写真のない身分証明書は２点必要です。）〇旧姓・通称の併記を希望する場合は、公的機関の証明書（住民票の写し等）で、旧姓・通称が確認できるものが必要です。　 |

＊申込書と一緒に提出してください。受付後、返送します。

**建築物石綿含有建材調査者講習（一般）**

**受　講　票**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ※受付番号（記入しないでください。） |  | 顔写真（ｶﾗｰ）1枚3.0×2.4㎝裏面に氏名を記入してのりづけ（１枚）※申請6ヶ月以内に撮影した無背景、正面、脱帽のもの。ｻﾝｸﾞﾗｽ不可。 |
| フリガナ |  |
| 氏　　名 |  |
| 生年月日 | S・H・R　　　　　　年　　　　　月　　　　日　　　 |
| 現 住 所 | 〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＊番地まで記入してください。 |
| 修了証明書送付先 | □ 所属事業場　　□　現住所（自宅）□ その他　**＊いずれかに✓して住所を記入してください。****＊送付先住所を記入してください。**　**（注）郵便番号は必ず記入してください。**　　〒　　　　－　　　　　　 |

※氏名、生年月日、現住所は修了証明書に記載されますので、申込書と相違のないように正確に記入してください。

修了証明書発行後の訂正は、再交付手数料（￥1,650）が必要になります。

１．講　習　日　： 令和 　５　 年　１　 月　　１６ 　日　9：00 ～ 16：50

　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　 　 　　 １７ 日　9：00 ～ 15：50

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（修了考査）　　１８　 日　9：00 ～ 10：45

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 　　　　　　　　　　　　　　　＊終了時間は予定です。

２．講習会場 ：　**香川県建設会館 ７階**　（高松市磨屋町６－４）

　　　　　　　　　　　 　 ＊駐車場はありません。

３. **必ず時間までに来てください。** **遅刻、早退は認めません。所定の時間を受講しなければ、**

**修了考査は受験できません**ので、ご注意ください。

４．持　参　物　：受講票、筆記用具（HBから2B程度の鉛筆･消しゴム･ボールペン）

　　　　５．テキストは当日お渡しします。

　　  **＜注意事項＞**

1. **開講日の前々日（土日を除く）までに連絡がなければ、受講の取消し及び受講日の変更はいたしません。**

**受講者の変更は開講日の10日前までに連絡があれば可能です。但し、変更は１回限りです。２回目以降**

**の変更、受講料の返金はいたしません。無断欠席の場合は、受講料の返金及び変更はいたしません。**

1. 学科試験は、受験した各科目の点数の合計をもって満点とし、各科目の得点が各科目の配点の40％以上で

あって、かつ、得点の合計が受験した科目の合計点の60％以上である場合を合格とします。

1. 記載事項を訂正する場合は、訂正印が必要です。変更・訂正がある場合は、印鑑を持参してください。

＜お申込み・問合せ先＞

建設業労働災害防止協会香川支部

〒760-0026　高松市磨屋町6-4　３階　　℡　087-821-5243